

アスファルトサンド及び雨水浸入防止措置に関する基準

(S54 危 169)

1 アスファルトサンドの材質及び施工方法は、次によること。

(1) 材質

アスファルトサンドは、次に掲げるもの又はこれと同等以上の防食効果を有するものを使用すること。

ア アスファルト

J I S K-2207(石油アスファルト)に適合するものうちブローンアスファルト針入度 10~40(25 度・100 グラム・5秒)又はストレートアスファルト針入度 80~100(25 度・100 グラム・5 秒)

イ 骨材

比較的均一な良質砂を使用し、腐食を助長させるような物質を含まないこと。

ウ 石粉

アスファルトを安定させるために用いるファイラーには、石灰石等を微粉碎した石粉を用いること。(粒度は、0.074 ミリメートルふるいで通過率 75 パーセント以上のもの)

(2) アスファルトサンドの配合割合

アスファルトの量は、骨材に対して重量比 7.5~11 パーセント、石粉の量は、アスファルトに対して重量比 0.6~1.8 で混合すること。

(配合例) アスファルトサンドの施工厚さ 10cm の場合の 1 m²当たりの配合割合

アスファルト	16k g
骨材(良品質)	0.10 m ³
石粉	20k g

(3) 施工方法

ア タンクを建設する基礎のサンドベッド面は、アスファルトサンド敷設前に、あらかじめタイヤローラー、バイプロタンバー等の転圧機で十分に締め固め、堅固な基礎に仕上げしておくこと。

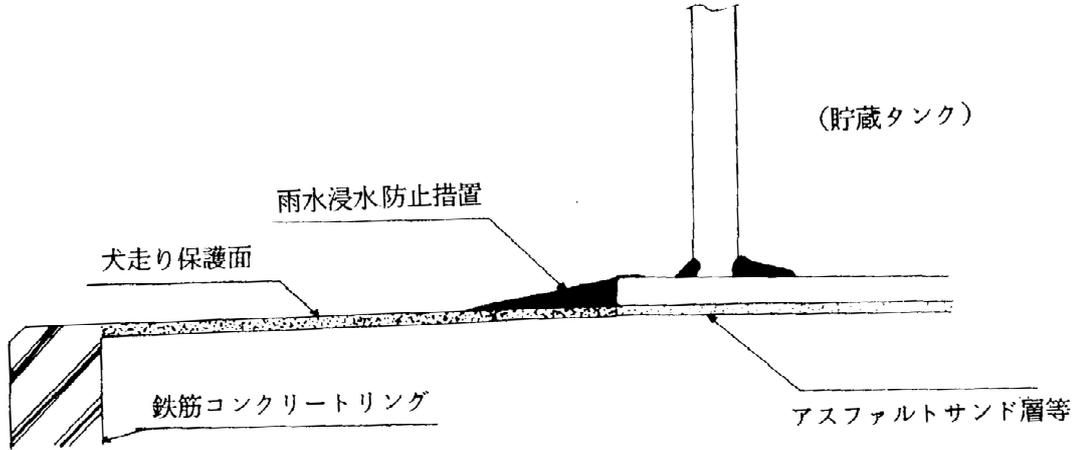
イ アスファルトサンドの施工厚さは、10センチメートル以上とし、硬化前に転圧し、仕上げること。

2 雨水浸入防止措置は、次によること。

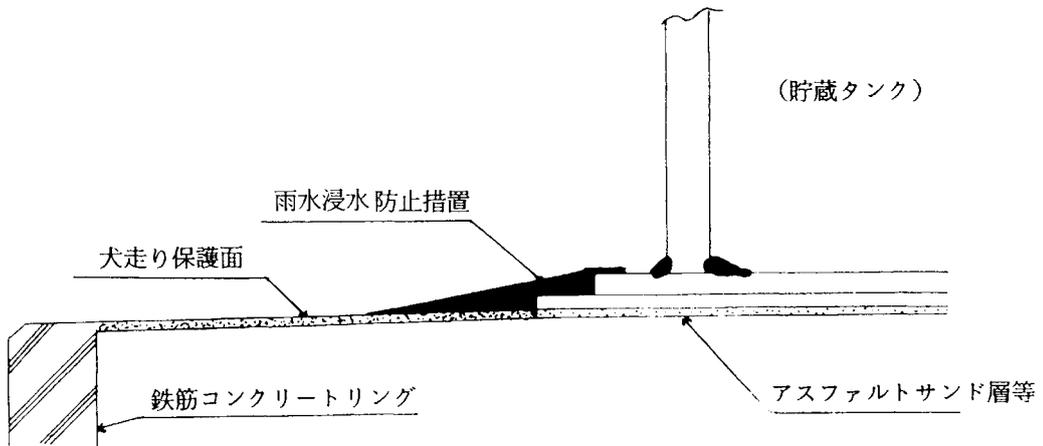
- (1) 犬走りの表面は、アスファルト等で保護措置を行うとともに、適当な傾斜を持たせること。
- (2) タンク底板下への雨水浸入防止措置は、次に定めるところにより防水性等を有するゴム又は合成樹脂等の材料で被覆する方法で行うこと。(例図参照)ただし、これと同等以上の効果を有する方法によることができるものとする。
 - ア 底板の外側張出し部上面の被覆は、側板と底板との外側隅肉溶接部に掛からないように行うこと。ただし、当該タンクに係る定期点検等の際に、容易に当該隅肉溶接部の検査を行うことができるよう措置した場合は、この限りでない。
 - イ 犬走りの被覆は、次によること。
 - (イ) 被覆は、犬走り表面の保護措置の上部に行うこと。
 - (ロ) 被覆幅は、使用材料の特性に応じ、雨水の浸入を有効に防止することができる幅とすること。
 - (ハ) 被覆材料は防水性を有するとともに、適正な耐候性、防食性及び可撓性を有するものであること。
 - ウ 被覆方法は、次により行うこと。
 - (イ) 被覆材と底板上面及び犬走り表面との接着部は、雨水が浸入しないよう措置を講じること。
 - (ロ) 貯蔵タンクの沈下等により底板と被覆材との接着部等に隙間を生ずるおそれのある場合は、被覆材の剥離を防止するための措置を講じること。
 - (ハ) 被覆厚さは、使用する被覆材の特性に応じ、剥離を防ぎ、雨水の浸入を防止するのに十分な厚さとすること。
 - (ニ) 被覆表面は、適当な傾斜を付けるとともに、平滑に仕上げること。
 - (ホ) 底板外側張出し部先端等の段差を生ずる部分に詰め材を用いる場合は、防食性、接着性等に悪影響を与えないものであること。
 - (ヘ) ベアリングプレートを敷設する屋外貯蔵タンクにあっては、ベアリングプレート外側張出し部についても、(イ)から(ホ)までに掲げる事項に準じて措置すること。

例図 被覆による措置例

(その1)



(その2)



(その3)

